

施設基準等院内掲示

厚生労働大臣の定める掲示事項(2024 年 12 月 1 日現在)

【入院基本料に関する事項】

一般病棟では、1 日に 18 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
尚、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・ 朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当りの受け持ち数は、5 人以内です。
- ・ 夕方 17 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当りの受け持ち数は 20 人以内です。

回復期病棟では、1 日に 14 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
尚、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・ 朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当りの受け持ち数は、6 人以内です。
- ・ 夕方 17 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当りの受け持ち数は 30 人以内です。

2階	3階	4階
一般病棟 60 床	回復期病棟 60 床	地域包括医療病棟 60 床
《看護職員配置》 平均配置比率 10対1 《看護補助職員》 25対1	《看護職員配置》 平均配置率 13対1 《看護補助職員》 30対1	《看護職員配置》 平均配置率 10対1 《看護補助職員》 25対1

＜夜勤体制＞

2階	3階	4階
看護師 3名	看護師 2名	看護師 3名
看護補助者 2名	看護補助者 2名	看護補助者 2名

※患者様の負担による付き添い看護は、行っていません。

【食事サービスに関する事項】

入院食事療養費(Ⅰ)

- ・ 当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。
- ・ 治療食の提供(腎臓病・糖尿病など)をしています。
- ・ 食堂における食事の提供をしています。

【入院医療計画書・院内感染防止対策・医療安全管理体制に関する事項】

当院は、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書でお渡ししています。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしています。

【届出等による医療について】

1 本院は、次の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局長に届出を行っています。

(1) 基本診療料の施設基準等

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 急性期一般入院料 4(10:1) | 連携強化加算 |
| 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 | 患者サポート体制充実加算 |
| 地域包括医療病棟 | 算 |
| 急性期看護補助体制加算 | 後発医薬品使用体制加算 1 |
| 看護補助体制充実加算 | 救急医療管理加算 |
| 夜間急性期看護補助体制加算 | データ提出加算 2 |
| 看護補助体制加算 | 入院時食事療養/生活療養(Ⅰ) |
| 夜間看護補助体制加算 | 病棟薬剤業務実施加算 1 |
| 診療録管理体制加算 2 | 機能強化加算 |
| 医師事務作業補助体制加算 1 | 認知症ケア加算 3 |
| 療養環境加算 | 医療DX推進体制整備加算 |
| 医療安全対策加算 2 | 歯科外来診療医療安全対策加算 |
| 医療安全対策地域連携加算 2 | 歯科外来診療感染対策加算 |
| 入退院支援加算 1 | 初診料(歯科)の注 1 に掲げる基準 |
| 入院時支援加算 | |
| 感染対策向上加算 2 | |

(2) 特掲診療料の施設基準等

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 薬剤管理指導料 | 在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料 |
| 医療機器安全管理料 1 | |
| 夜間休日救急搬送医学管理料の救急搬送看護体制加算 | 在宅がん医療総合診療料 |
| がん治療連携指導料 | 人工腎臓 慢性維持透析を行った場合 1 |
| 在宅療養支援病院 1 の(2) | 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 |
| | 導入期加算 1 |
| | 検体検査管理加算 Ⅰ |

- 検体検査管理加算Ⅱ
- CT撮影及びMRI撮影
- 冠動脈CT撮影加算
- 心臓MRI撮影加算
- 画像診断管理加算2
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 集団コミュニケーション療法料
- 心大血管疾患リハビリテーション料、
脳血管疾患等リハビリテーション料、
運動器リハビリテーション料及び
呼吸器リハビリテーション料に規定する
初期加算
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー
交換術
- 心臓ペースメーカー指導料 遠隔モニタ
リング加算
- 大動脈バルーンポンピング法(IABP)法
- 輸血管理料(Ⅱ)
- 輸血適正使用加算
- 麻酔管理料(Ⅰ)
- 胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設
術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む)
- 心臓カテーテル法による諸検査の血管内
視鏡検査加算
- 無菌製剤処理料
- 二次骨折予防継続管理料1
- 二次骨折予防継続管理料2
- 二次骨折予防継続管理料3
- 緊急整復固定加算及び救急挿入加算
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処理加算
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析
濾過加算
- コンタクトレンズ検査料1
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 遠隔
モニタリング加算
- 看護職員処遇改善評価料
- 外来・在宅ベースアップ評価料
- 入院ベースアップ評価料
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科治療総合医療管理料
- CAD/CAM冠
- 歯科疾患在宅療養管理料の注4に掲げる
在宅総合医療管理料加算及び在宅患者
歯科治療時医療管理料
- 手術用顕微鏡加算
- 歯根端切除術の注3
- 有床義歯咀嚼機能検査1の口及び咀嚼
能力検査
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料
- 特別の療養環境
- 酸素の購入価格酸素の購入価格

【DPC対象病院に関する事項】

当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する「DPC対象病院」となっています。

医療機関係数:1.3328

(基礎係数:1.0451 機能評価係数Ⅰ:0.1784 機能評価係数Ⅱ:0.0793

救急補正係数:0.03)

【透析患者様の下肢末梢動脈疾患に対する取り組みについて】

当院では、慢性維持透析を行っている患者様に対し、下肢末梢動脈疾患に関する検査(ABI検査)を行っております。検査の結果、専門的な治療が必要な場合は、患者様にご説明し同意を得た上で、下記連携医療機関へ紹介させていただいております。

下肢末梢動脈疾患に関する連携医療機関 **横浜市立大学附属病院**

【入院期間が180日を超える入院について】

厚生労働大臣が定める状態にある患者様を除き別途料金が必要となります。

1日につき 2,190 円 (通算対象入院料の基本点数の15%相当)

【明細書発行体制に関する事項】

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、希望される方については発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合には、その代理の方への発行を含め、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。